

## 中重度者ケア体制加算・認知症加算に係る届出書

事業所名			
サービス区分	1 通所介護	2 通所リハビリテーション	
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
届出項目	1 中重度者ケア体制加算	2 認知症加算（通所介護のみ）	
<p>1 中重度者ケア体制加算に係る届出内容（いずれの基準も適合すること）</p> <p>指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は</p> <p>① 介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。（通リハの場合、1以上）</p> <p>前年度又は届出日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護</p> <p>② 状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上である。</p> <p>③ 指定通所介護又は指定通所リハビリを行う時間帯を通じて、専ら当該サービス提供に当たる看護職員を一名以上配置している。</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務表兼算定表</li> <li>・ 中重度者ケア体制加算に係る算定表 通所介護【参考様式39】 通所リハ【参考様式40】</li> <li>・ 看護職員の資格証の写し 【原本証明】</li> </ul>		<p>有 ・ 無</p> <p>有 ・ 無</p> <p>有 ・ 無</p>	
<p>2 認知症加算に係る届出内容（いずれの基準も適合すること）</p> <p>① 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保している。</p> <p>前年度又は届出日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、認知症</p> <p>② 高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が100分の20以上である。</p> <p>指定通所介護を行う時間帯を通じて、専従で指定通所介護の提供に当た</p> <p>③ る認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修を修了した者を1名以上配置</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者の勤務表兼算定表</li> <li>・ 認知症加算に係る算定表（通所介護） 【参考様式41】</li> <li>・ 認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症看護に係る適切な研修の修了書の写し</li> </ul>		<p>有 ・ 無</p> <p>有 ・ 無</p> <p>有 ・ 無</p>	